



老齢年金は、保険料を25年納めないともらえないですよ。今回の後納制度を使って不足期間の保険料を払い、老齢年金をもらえるようになる人もいるのでしょうか。

現在は、老齢年金を受けるための受給資格期間（保険料納付済・免除期間等）は25年（300月）ですから、そういうケースもあります。実は、平成27年10月1日から、25年（300月）が10年（120月）に短縮される予定です。後納制度が実施される3年間に保険料を納めて300月に足りなくても、120月を満たせば、平成27年10月から老齢年金をもらえるようになる場合があります。
※受給資格期間の短縮は、消費税の引き上げ時期に合わせて、平成27年10月にスタートする予定です。



自分が後納制度を利用できるかどうかの確認方法を教えてください。

すぐに確認するなら「ねんきんネット」が便利です。後納可能月の確認や納付額、年金見込額の試算もできます。まだ「ねんきんネット」を利用していない場合は、誕生月に届いた「ねんきん定期便」か、日本年金機構のホームページでアクセス方法を確認してください。また、平成24年7月31日から「国民年金保険料の納付可能期間の延長のお知らせ」が年齢の高い方や対象期間が古い方から順次送付されていますので、このお知らせを待って、確認することもできます。



後納保険料は、すぐに納付できるのですか？

いいえ、事前に年金事務所への申し込みが必要です。審査・承認を行ってから後納保険料の納付書が発行されます。納付書は使用期限がありますので、注意してください。後納制度の問い合わせは、基礎年金番号がわかるものを手元に置いて、次の専用ダイヤルへ。



国民年金保険料 後納制度の問い合わせ

「国民年金保険料専用ダイヤル」
0570-011-050
050または070から始まる電話でかける場合は
03-6731-2015

〈受付時間〉※祝日（第2土曜日を除く）、12/29～1/3は利用不可
●月曜日 午前8:30～午後7:00
●火～金曜日 午前8:30～午後5:15
●第2土曜日 午前9:30～午後4:00
※ただし月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談を受けます。

Topics

後納制度の対象期間に関する注意

後納制度の対象期間は、過去10年以内に会社を退職した後の国民年金の加入手続きがもれている未加入期間も対象になる場合があります。また、夫の扶養になっていた妻の国民年金の第3号被保険者期間の中には、本来であれば夫の退職により国民年金への切り替え手続きを行って保険料を納付すべき期間が含まれているケースもあります。なお、国民年金保険料の免除等（免除、納付猶予）の承認を受けた期間については「追納制度」があります。



国民年金保険料の後納制度が始まりました

平成24年10月1日から3年間限定で実施されている、国民年金保険料の後納制度のポイントをおさえておきましょう。



後納制度とは、どんな制度ですか？（由紀・45歳／10月生まれ 専業主婦）

何らかの理由で国民年金保険料を納められなかった（納めなかった）過去10年の国民年金保険料の納付可能期間を2年から10年に延長する制度です。これにより、将来の無年金・低年金を防止する効果があります。

※すでに老齢年金を受けている人は後納制度を利用できません。



平成24年度中の後納保険料

- ◆ 過去3年度以前の後納保険料には加算がつき、制度が実施される3年間は毎年改定されます（過去2年以内の保険料には加算はありません）。
- ◆ 後納保険料は、古い月分から順に納めます。

該当年度	後納保険料 (加算後)	表の金額で 納付できる期限
平成14年度	14,940円	月ごとに期限到来 平成25年 3月31日
平成15年度	14,720円	
平成16年度	14,510円	
平成17年度	14,560円	
平成18年度	14,610円	
平成19年度	14,640円	
平成20年度	14,760円	
平成21年度	14,840円	
平成22年度	15,100円	

該当月	納付期限
平成14年10月分	平成24年10月31日
平成14年11月分	平成24年11月30日
平成14年12月分	平成24年12月31日
平成15年1月分	平成25年1月31日
平成15年2月分	平成25年2月28日
平成15年3月分	平成25年3月31日

1カ月分の保険料を納めると、年金はどのくらい増えるのですか？

後納制度により増額になる年金は、65歳支給開始の老齢基礎年金です。老齢基礎年金は480月（12カ月×40年）分の保険料を納めると満額になりますので、1カ月分の保険料を納めることにより増える老齢基礎年金の目安は次のとおりです。

786,500円（平成24年度の満額の老齢基礎年金）÷480月＝1,638円（年額で増える額）



横山玲子 社会保険労務士

よこやま・れいこ 横山玲子社会保険労務士事務所代表。
「パート・高齢者、非正社員の処遇のしくみ」（中央経済社・共著）などの著書がある。
横山玲子社会保険労務士事務所ホームページ <http://www.r-yokoyama-office.jp/>